

○福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園規則

昭和三十七年十二月一日

福岡県規則第六十五号

〔福岡県身体障害者福祉センター規則〕を制定し、ここに公布する。

福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園規則

(昭五五規則五七・平二五規則七・平二九規則一一・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号。以下「条例」という。)第百三十六条の規定に基づき、福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園(以下「あけぼの園」という。)の訓練科目、利用手続その他必要な事項を定めるものとする。

(昭四一規則三五・全改、昭四三規則三三・昭五五規則五七・平二五規則七・平二九規則一一・一部改正)

(訓練科目)

第二条 あけぼの園における訓練科目は、印刷及び作業とする。

(平六規則四〇・全改、平八規則一九・平二五規則七・一部改正)

(利用手続等)

第三条 あけぼの園を利用しようとする者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定に基づく市町村の委託により入所する者を除く。)は、指定管理者とあけぼの園の利用に関する契約を締結しなければならない。

2 あけぼの園を利用する者(以下「利用者」という。)は、利用の際に次の各号に掲げる書類を指定管理者に提出しなければならない。

一 履歴書

二 健康診断書

(昭四三規則三三・全改、昭五五規則五七・平一五規則一八・平一七規則七一・平二五規則七・一部改正)

(加工等委託料)

第四条 あけぼの園に製作、加工又は修理を委託しようとする者は、加工等委託料を支払わなければならない。

2 前項の加工等委託料の額は、時価の範囲内において、指定管理者が定める。

(昭四一規則三五・旧第十一条繰上、昭四三規則三三・旧第七条繰上・一部改正、昭五五規則五七・一部改正、昭六一規則六一・旧第五条繰上、平一五規則一八・平一七規則七一・平二五規則七・一部改正)

(利用者の義務)

第五条 利用者は、修業に専念するとともに、条例、この規則及び条例第十八条の五の規定に基づき知事と指定管理者が協議して定める規定を守り、利用者としての品位を傷つけるような行為をしてはならない。

(昭四一規則三五・旧第十二条繰上、昭四三規則三三・旧第八条繰上、昭六一規則六一・旧第六条繰上、平一七規則七一・平二五規則七・一部改正)

(休業日)

第六条 利用者の休業日は、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条に規定する休日及びあらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めた日とする。

(平元規則六九・全改、平一五規則一八・平一七規則七一・平二五規則七・一部改正)

(弁償)

第七条 利用者は、故意又は過失によりあけぼの園の設備又は物品等を亡失又はき損したときは、その相当額を弁償しなければならない。

(昭四一規則三五・旧第十六条繰上、昭四三規則三三・旧第十一条繰上・一部改正、昭五五規則五七・一部改正、昭六一規則六一・旧第九条繰上、平一五規則一八・旧第八条繰上、平二五規則七・一部改正)

(報酬)

第八条 利用者に対しては、作業実績に応じ、加工等委託料の額から原材料その他必要経費の額を控除した額の報酬を支払うものとする。

(昭四一規則三五・旧第十七条繰上、昭四三規則三三・旧第十二条繰上・一部改正、昭六一規則六一・旧第十条繰上、平六規則四〇・一部改正、平一五規則一八・旧第九条繰上、平二五規則七・一部改正)

(申請書及び添付書類)

第九条 条例第十八条の三第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第十八条の三第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

(平一七規則七一・全改)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十一月一日から適用する。

(規則の廃止)

- 2 福岡県立白木原授産場条例施行規則（昭和三十七年福岡県規則第三号）及び福岡県身体障害者更生指導所規則（昭和三十八年福岡県規則第十五号）は、廃止する。

附 則（昭和三十九年規則第一三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年規則第三三三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則（昭和四十八年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年規則第二二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年規則第五七号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

附 則（昭和六十年規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県身体障害者リハビリテーションセンタ一条例施行規則及び福岡県身体障害者授産指導所規則の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

附 則（平成元年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県身体障害者授産指導所規則の規定は、平成元年九月九日から適用する。

附 則（平成六年規則第四〇号）

この規則は、平成六年五月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一八号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第七一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中福岡県授産指導所規則第三条、第四条第二項及び第六条の改正規定並びに第二条中福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則第三条、第四条及び第五条第一項の改正規定並びに第五条第二項の改正規定（「事業団」を「指定管理者」に改める部分に限る。）は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福岡県身体障害者授産指導所規則第五条及び第九条の規定並びに福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則第六条及び第八条の規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成二五年規則第七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第一一号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第9条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書	
年 月 日	
福 岡 県 知 事 殿	
(申請者)	
事務所の所在地	
社会福祉法人の名称	
代表者氏名	
福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第18条の3の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
公 の 施 設 の 名 称	
公の施設の所在地	
担 当 部 署 名	
担当者職名・氏名	
担 当 者 連 絡 先	電話 () — ファックス() —